

第3章 だれもが心豊かに暮らせる平和で安全なまちづくり

【施策の体系】

第1節 地域で育む共生意識と活気あふれる地域交流

1 人権の尊重	(1)ノーマライゼーションの浸透 (2)情報化社会における人権意識の啓発 (3)他人の権利への配慮も含めた啓発・教育活動の推進 (4)市民憲章の普及 (5)子どもの権利擁護 (6)相談体制の充実
2 平和で友愛に満ちた社会の推進	(1)平和意識の啓発 (2)平和意識に根ざした地域社会
3 男女共同参画社会の推進	(1)男女の性に関する理解・尊重と平等意識の醸成 (2)女性の幅広い参画機会の体制づくりの強化 (3)男女共同参画への支援策の充実

第2節 コミュニティの充実と交流の推進

1 コミュニティの育成支援	(1)自治会への加入率向上支援 (2)ボランティア活動や市民活動に対する支援
2 市域を越えた交流の推進	(1)姉妹都市およびその他の都市との交流 (2)国際交流の推進

第3節 安全安心なまちづくり

1 防災対策の推進	(1)地域防災計画の改定 (2)情報収集・伝達システムの確立 (3)防災意識の高揚 (4)自主防災組織の結成と充実
2 地域ぐるみの防犯活動	(1)防犯体制の強化 (2)防犯意識の啓発 (3)防犯情報の提供 (4)防犯ボランティア団体の育成
3 消防体制の充実	(1)消防運営体制の充実 (2)火災予防体制の推進
4 救急体制の充実	(1)救急活動体制の強化 (2)救急医療機関との連携強化 (3)応急救護知識の普及促進と救急車の適正利用の推進

第1節 地域で育む共生意識と活気あふれる地域交流

1 人権の尊重

【現状と課題】

人権を取り巻く環境

人権に係る世界の動向としては、「世界人権宣言」や「国際人権規約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」などが国際連合総会において採択されているほか、「国際人権年」、「国際婦人年」などの国際年が定められ、広範における人権の尊重が推進されています。

また、日本国憲法では基本的人権として、自由に生きる権利としての自由権、人種や性別、社会的身分などによって差別されないとする平等権、健康で文化的な最低限度の生活を営むことを保障する生存権、教育を受ける権利や勤労の権利、労働三権など社会権等を定めています。

東京都では、平成12年に「東京都人権施策推進指針」を策定し、人権擁護の施策を推進しています。

本市では、相談業務の実施や市民憲章の推進などを通して、人権に関する啓発活動に取り組んでいます。

今後に向けても、国や東京都、地方自治体が一体となって、啓発・教育、相談、救済・保護、支援・助成などの取組みを推進し、一層の人権尊重に向けた環境整備を図っていくことが求められています。

今日における人権問題

今日における人権問題として、さまざまな女性差別や子どもへの虐待・いじめ、高齢者や障害者への虐待、結婚や就職をめぐる同和地区出身者への差別、アイヌ民族固有の文化や伝統に対する偏見、外国人に対する賃貸住宅への入居拒否、エイズやハンセン病の患者や家族への差別、犯罪被害者への中傷やプライバシーの侵害などがあります。

また、最近では情報化社会の進展にともない、インターネットを悪用した人権侵害など、人権問題は多様化しています。

こうした人権問題に対しては、ノーマライゼーションや子どもの権利擁護の浸透、市民憲章の普及などを推進するほか、情報化社会における人権意識の向上などの新しい課題に対して、柔軟な対応を図っていくことが必要です。

〔「人権週間」写真・パネル展〕



【施 策】**(1) ノーマライゼーションの浸透**

障害のある人もない人も、高齢者も若者も、すべての人がお互いに区別なく、ともに暮らしていく地域社会を築くには、人権についての深い理解が必要不可欠であるため、さまざまな立場の人が対話する機会を設けるとともに、人権に関する情報の提供窓口も充実させ、ノーマライゼーションの普及・啓発を進めていきます。

(2) 情報化社会における人権意識の啓発

インターネットは、知りたい情報をだれでも容易に手に入れられる情報メディアとして、今や私たちの生活に深く関わってきています。しかし、インターネットは便利である反面、さまざまな形での人権侵害を引き起こしていることも事実です。そこで、インターネットを悪用し他人の人権を侵害する事件を防ぐため、さまざまな機会をとらえ権利擁護についての意識を高めていきます。

(3) 他人の権利への配慮も含めた啓発・教育活動の推進

人権が尊重され、心豊かな生活を送るため、自己の権利を主張するだけでなく、他人の権利を尊重し思いやることの大切さを呼びかける啓発活動を行うとともに学校教育のなかでも取り組んでいきます。

(4) 市民憲章の普及

平和で友愛に満ちた心のふるさと、稲城市をつくるために制定された市民憲章を、より多くの市民に広めています。

(5) 子どもの権利擁護

「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、すべての子どもが自由に自己の意見を表明する権利を認め、子ども自身が自己の人権意識をもてる社会の発展を図ります。

(6) 相談体制の充実

女性や高齢者、児童への虐待、犯罪被害者など、相談体制を充実していきます。また、必要に応じ関係機関との連携を図り、問題の早期解決に努めます。

【主な事務事業】

- 人権問題啓発事業

2 平和で友愛に満ちた社会の推進

【現状と課題】

平和に対する意識

本市では平成3年3月に稻城市平和都市宣言を行い、平和への誓いを宣言しています。「かけがえのない、この美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人々の心は共通のものであります。」という精神を尊重し、真に平和な世界のために市民一人ひとりが平和に対する意識を深め、また、次代へ継承していくことが必要です。

平和に対する市民の共通意識

稻城市民憲章は、平和で友愛に満ちた心のふるさと稻城市をつくるために制定されました。この市民憲章の理念を尊重し、地域社会において市民一人ひとりが安心して暮らせる平和な社会をつくるという意識を共有する必要があります。

〔広島・長崎原爆パネル展〕



〔講演会「海を越えて伝わる平和への想い」〕

【施 策】

(1) 平和意識の啓発

稻城市平和都市宣言の趣旨に基づき、市民一人ひとりが地球的な視野に立ち、世界の恒久平和に対する意識の高揚を図る機会を充実させるため、パネル展など平和に関する事業を実施することにより、原爆や戦争の歴史と現実を見つめ、平和を守ることの尊さを学ぶ機会や情報提供を続けていきます。

(2) 平和意識に根ざした地域社会

市民憲章や平和都市宣言にもうたわれているように、平和で友愛に満ちたまちを築くため、地域社会に対する平和への認識と関心を広く市民に呼びかけるとともに、市民憲章を推進する活動の実践を通して市民の連帯感を深め、平和意識に根ざしたコミュニティを育み、非行や暴力、犯罪のない平和なまちをつくることに努めています。

【主な事務事業】

○ 平和意識啓発事業

いなぎしへいわとしせんげん 稻城市平和都市宣言（平成3年3月7日）

うつく ちきゅう まも せかい こうきゅうへいわ ねが ひとびと こころ
かけがえのない、この美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人々の心は
きょうつう
共通のものであります。

げんこうけんぽう つらぬ へいわ せいしん ひかくさんげんそく じゅんしゅ せかい ひとびと
現行憲法に貫かれた平和の精神をもとに、非核三原則を遵守し、世界の人々と
て たずさ じんるいえいえん へいわ きず わたし せきむ
手を携えて、人類永遠の平和を築くことが私たちの責務です。

しみんけんしょう こころ きほんりねん わたし しん へいわ しあわ のぞ
市民憲章の心を基本理念として、私たちは眞の平和と幸せを望み、このま
ちに住み、このまちを愛し、いつまでも平和で友愛に満ちた心のふるさと、稻城を
つくるために努力しています。

いなぎしせい しゅうねん とし むか へいわ ちか あら けつい いなぎし へいわ
ここに稻城市制20周年の年を迎え、平和への誓いを新たに決意し、稻城市が平和
とし せんげん
都市であることを宣言します。

3 男女共同参画社会の推進

【現状と課題】

性別による固定的な役割分担意識

家庭や地域、職場などにおいてジェンダー^{*}による固定的な役割分担意識が根強く残っています。市では「いなぎ女性の悩み相談」で、女性があらゆる場で自分らしい生き方ができないという悩みや問題、また暴力で女性の人権が侵害される深刻な相談などに相談員が対応し、適切なアドバイスを行っています。

性別による固定的な役割分担意識を解消し、個人として尊重される男女平等社会の実現が必要です。

女性の意思決定の場への参画機会

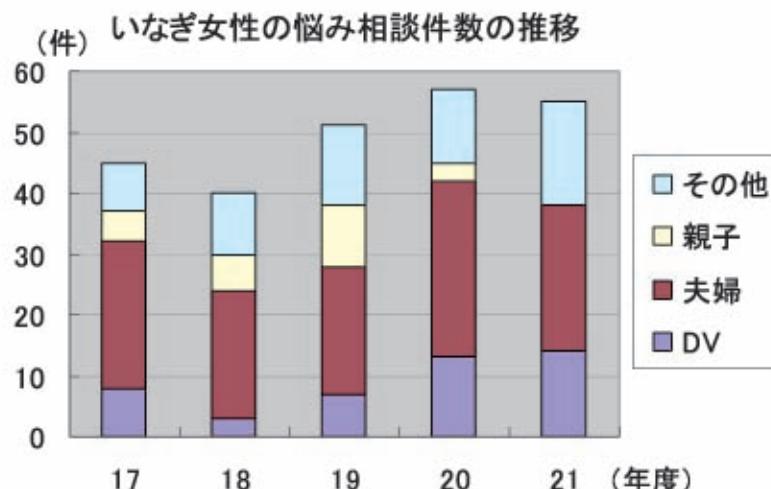
性別にかかわりなくだれもが自分の意思によって、社会のあらゆる分野における意思決定段階に参画できることが男女平等社会実現の基本条件ですが、実際には雇用の場や地域、そして行政など社会のさまざまな意思決定の場において女性の参画が十分とはいえません。

市では、定期的に庁内の委員会などにおける女性委員の登用調査を行っていますが、依然として女性の参画率は低く、意思決定段階への参画率が向上するための取組みが必要です。

男女共同参画への取組み

若い世代の転入が増え、身近に助けあえる人が少なく核家族化が進むなかで、女性の就労意欲は年々高まり、経済的自立や社会参加をめざす女性が増えてきています。その一方、家庭内での家事、育児、介護などの役割は依然として女性とする傾向が根強く、女性の負担が重くなっています。

男女共同参画社会の実現に向けて、女性の家庭内での負担が軽減され、女性の仕事と家庭との両立が可能となる取組みが求められています。



【施 策】

(1) 男女の性に関する理解・尊重と平等意識の醸成

男女平等社会の実現のために、市ではジェンダーに基づく固定的な役割分担意識を見直し、男女平等意識の浸透・定着に向けてフォーラムの実施や女性情報誌の発行など定期的な意識啓発を行っていきます。また、だれもがジェンダーにとらわれず個人として自由に社会活動の選択ができる、暴力による人権侵害のない社会を推進するために地域や学校、職場など関係各機関と連携して学習機会の提供や効果的な情報提供を進めていきます。

(2) 女性の幅広い参画機会の体制づくりの強化

女性を取り巻く多様な社会問題に取り組み、その問題解決に向けて関係機関と情報交換を行い、女性が個人として、雇用の場や地域、そして行政などのさまざまな意思決定段階において参画できる体制づくりを進めていきます。また、女性の意見が市政に反映されるよう市の行政委員会や審議会などの委員に女性を積極的に登用していきます。

(3) 男女共同参画への支援策の充実

少子高齢化が加速し、男女のライフスタイルも個人の価値観なども多様化しているなか、仕事や社会活動等で男女が等しく個性と能力を発揮できるよう、情報紙や啓発パンフレット等で事業所などに周知していきます。また、ワーク・ライフ・バランスを推進し、家事、育児、介護などを女性のみの役割とせず、男女がともに担うという意識啓発を進めています。

【主な事務事業】

- 第四次男女共同参画計画の策定(第四次男女平等推進いなぎプラン)
- 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画の策定

【指標および目標値】

指 標	現状値	目標値	説 明
審議会等の女性の参画率	24.0%	40.0%	第三次女性行動計画「男女平等推進いなぎプラン」の目標値を参考としています。

※ジェンダー

生物学的な性別ではなく、社会的・文化的につくられた性差のことです。

第2節 コミュニティの充実と交流の推進

1 コミュニティの育成支援

【現状と課題】

自治会を取り巻く状況

市内の各地域には自治会組織が結成され、行政からのさまざまな情報の伝達、日常的な活動や行政との協働、他団体との連携により、防災・防犯活動や文化・交流事業、環境美化など、活発な活動が行われています。また、これら日常の活動はもとより、大規模災害時などにおいては、地域の事情をよく知っている地縁組織による救護・復興活動が期待されています。

しかし、その一方では、ライフスタイルが多様化するなかで、隣人や地域コミュニティとの関わりを求める住民も増加しており、自治会の加入率の低下や地域の担い手不足など、自治会組織が衰退に向かうことが懸念されています。このほか、ニュータウン地区などにおいては、自治会が未結成となっている地区などがあり、結成に向けた支援が必要となっています。また、地域の広域的な課題などに取り組むため、自治会の相互連携を促進することが必要です。

目的型コミュニティへの期待

社会構造の大きな変化にともない、市民のニーズも多様化、複雑化してきており、地域においては、自らが地域の課題解決に取り組み、社会貢献をしようとするボランティアやNPOなどの目的型コミュニティが広がりを見せています。福祉、子育て、環境などの各分野におけるボランティアや市民活動団体などが、それぞれの専門性や機動性、先駆性などを駆使した活動を展開することにより、地域の課題解決に向けた新たな公共サービスの担い手としての役割が期待されています。

しかし、これらの組織においては、運営資金の確保の困難やメンバーの固定化などにより、活動の中心となるリーダーや次期担い手となる人材の育成などが大きな課題となっています。今後は活動に対する支援とともに、行政との役割分担を明確にし、自治会組織などとの連携を含めた協働によるまちづくりを推進していくことが必要です。

【施 策】

(1) 自治会への加入率向上支援

日頃より、地域に根ざした生活を営むことを通じ、地域社会の一員として、地域の目標・課題を自らの事柄として共有し、地縁組織による助けあいを促進することが必要です。

市では、自治会の加入率向上や新規結成に向けた事務事業の支援を通じ、地域社会の再生に向けた協力を図っていきます。

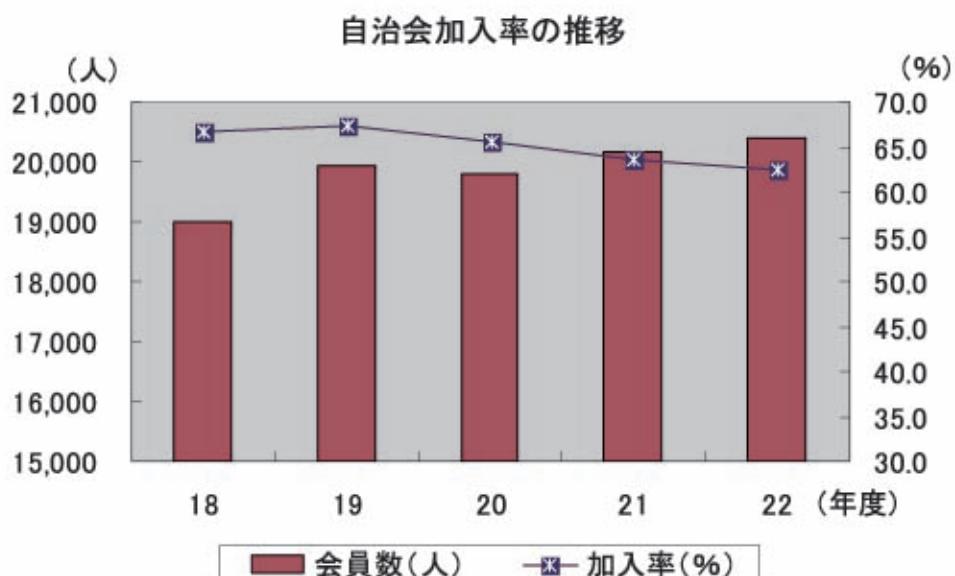
また、自治会間の連絡や情報交換、課題解決に向けて自主的に組織されている自治会連合会の運営を支援していきます。

(2) ボランティア活動や市民活動に対する支援

社会貢献活動に取り組むN P Oやボランティア団体などの地域における有意義な活動に対して、P Rを含めた支援体制を充実していきます。また、市民活動団体の中間支援を行うN P Oなどの団体と協働し、団体の育成や活動の活性化につながる支援を行うとともに、市民活動のポイント制度などにより、地域の活性化のための事業を実施していきます。

【主な事務事業】

- 自治会集会施設建設費補助
- 自治会新規設立支援
- 地域コミュニティ活性化事業



2 市域を越えた交流の推進

【現状と課題】

市域を越えた交流

本市は平成3年11月に北海道女満別町と姉妹都市提携を行い、平成18年3月に女満別町と東藻琴村が合併して大空町となって以降も引き続き姉妹都市交流を進めています。特に、小学生や農業関係者などの交流は長きにわたって継続しているほか、文化、芸術、スポーツなど幅広い分野での市民の交流が行われています。なかでも、農業関係者の交流は、大空町の農産物などが市内のアンテナショップで入手できるきっかけとなりました。また、野沢温泉村での市立学校宿泊体験学習を通した交流は、大空町と同様に災害時の相互応援協定を結ぶきっかけとなりました。

その他、市のイベントを介して周辺自治体の住民がイベントへ参加し、活動を通じた交流が生まれるなど、市域を越えた交流が行われています。

外国人居住者との交流

本市の外国人居住者数は年々増加傾向にあり、外国人にとって住んでよかったと思えるまちづくりをめざして、市では外国語による生活情報誌の作成や市内案内板への外国語の併記などを行ってきました。また、市民との交流を深めるために外国人の参加を募り、市民団体による国際交流事業を継続して実施しています。

外国人が地域の一員としてこの稲城で暮らしていくために、言葉や生活習慣などのハードルを越えられるよう積極的に支援することが求められます。

〔姉妹都市の市民祭への出店〕



【施 策】

(1) 姉妹都市およびその他の都市との交流

姉妹都市である大空町やその他の地域との交流を今後もますます推進していきます。とりわけ、大空町との友好を深め、さらに推進するために「契約旅館利用助成制度」により宿泊料金の一部助成を引き続き実施し、大空町の情報を市のホームページを通じて市民に提供していくとともに、相互の各分野における団体活動を通して市民間の交流を進めています。

また、野沢温泉村とは、小中学生の宿泊体験学習先としてだけでなく、市民祭への参加などを通して友好的に交流を継続し、さらに、市民を中心にその他の都市との交流を推進して、活力ある地域社会の形成に努めます。

(2) 国際交流の推進

市内の外国人居住者に対して外国語での生活情報の提供に努めるとともに、国際交流を活発にするため、外国人居住者に対するボランティア活動の支援やスポーツ、イベントなどを通じた交流の場の提供を支援します。また、国際交流委託事業などの実施により、外国人とコミュニケーションする機会を設け、国際交流を推進します。

【主な事務事業】

- 外国人が地域行事等へ参加しやすい環境の整備

〔国際交流〕(ぶどう園での茶話会)



第3節 安全安心なまちづくり

1 防災対策の推進

【現状と課題】

大規模災害に向けた備えの充実

阪神・淡路大震災が発生した平成7年以降、国内では各地で大規模な地震が発生し、また集中豪雨などの風水害も多発しています。特に、阪神・淡路大震災では、建物の倒壊や家具などの下敷きになって死傷者が多数発生したことから、本市では建物の耐震診断、耐震改修、家具転倒防止対策などの震災対策を図ってきました。今後も地震や風水害などの大規模災害に備えて、地域防災計画の改定や防災マップの更新、災害情報を伝達するシステムの確立、避難対策の充実などを図る必要があります。

住民相互の協力と行政との協働による地域防災力の向上

大地震などの災害が発生した場合、広範囲な建物などの倒壊、同時多発火災等により、甚大な被害をもたらす恐れがあり、地域における助けあいや初期消火など市民の果たす役割が大きいことから、本市では自治会、管理組合などの単位で自主防災組織を設置し、防災資機材の整備、防災知識の普及、防災訓練などを通じて災害に対する地域防災力の高揚に努めてきました。いつ大地震が起きてもおかしくないとされる首都直下型地震などの切迫性に加え、台風や集中豪雨などの風水害による過去の災害教訓を踏まえると、行政による対応のみでは限界があり、市民が自ら、あるいは地域のなかで協力しあいながら被災者の救助や消火活動にあたることができるようになります。

〔地域防災訓練〕



【施 策】

(1) 地域防災計画の改定

市の地域にかかる災害対策に関する時代の変化や状況に応じた地域防災計画の改定を行います。地震や集中豪雨などにより、災害が想定される密集市街地や急傾斜地などについては、災害危険箇所を把握し稲城市防災マップの更新を行い地域と連携した防災安全対策の向上を図ります。

(2) 情報収集・伝達システムの確立

災害時における情報の伝達手段である防災行政無線のデジタル化を進めます。

(3) 防災意識の高揚

市民一人ひとりが防災についての正しい知識と行動を身につけ、災害に対する自助力を高め、市民防災意識の高揚に努めるため、自主防災組織を中心に多くの市民の参加を得て防災訓練を実施します。

また、減災を目的とした耐震改修促進および家具転倒防止対策を推進します。

(4) 自主防災組織の結成と充実

自治会、管理組合などを母体とした自主防災組織未結成地区および現在計画中の団体に対し積極的に協力・援助し結成の促進に努め、結成に必要な防災資機材整備の支援を行い、地域防災体制の充実を図ることで地域の共助力を高めます。

既に結成されている自主防災組織では、相互の連携強化を図るため、地域内の事業所などの自衛消防組織、近隣自主防災組織との共同防災訓練などを実施し、地域の防災力向上を図ります。

【主な事務事業】

- 稲城市地域防災計画の改定
- 防災行政無線デジタル化及び防火水槽整備事業
- 耐震改修補助事業
- 防災訓練

【指標および目標値】

指 標	現状値	目標値	説 明
自主防災組織の結成数	44 団体	50 団体	地域の自主防災力を図る指標。市内に結成されている組織数は、44 団体です。未結成地区や新たにできる自治会などを踏まえて 50 団体の結成をめざします。
木造住宅耐震化率	74%	90%	地域の災害に対する備えを図る指標。旧耐震の木造住宅について、稲城市地域防災計画および稲城市耐震改修促進計画に基づき改修の促進を図ります。

2 地域ぐるみの防犯活動

【現状と課題】

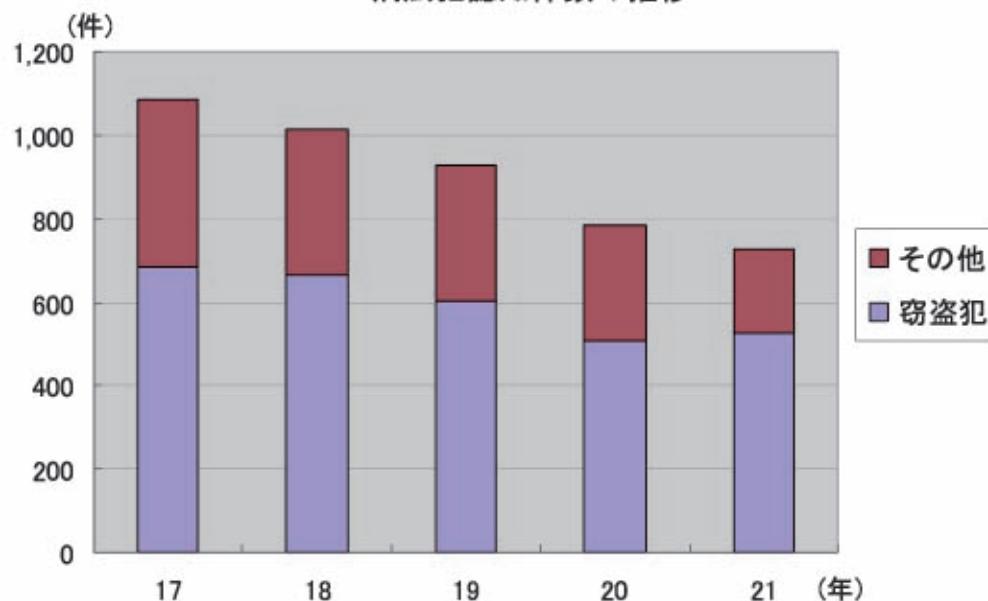
防犯体制の強化と市民の防犯意識の啓発

本市では、警察・市民・関係する団体が一体となって、防犯に関する情報の共有を図り、犯罪のない安全なまちづくりを推進するため「稻城市安全・安心まちづくり推進協議会」を平成17年2月に設立しました。

地域や防犯協会、各種団体等が積極的に地域安全パトロールなどを行った結果、犯罪の発生状況は、平成16年をピークに減少しています。一方で、児童・生徒が登下校中に犯罪に巻き込まれる事件や「おれおれ詐欺」を始めとする振り込め詐欺が発生するなど、犯罪の手口が複雑・巧妙化するなかで、防犯体制を強化し、市民の防犯意識の啓発に向けた施策の展開が不可欠です。すでに、稻城市安全・安心まちづくり推進協議会参加団体をはじめ、80を超える防犯活動ボランティア団体が防犯活動を展開し、防犯活動ボランティア団体が活動しやすい環境を整えるため、情報や防犯グッズ等の提供や青色回転灯付防犯パトロールカーの貸し出しなどの支援を行っています。今後においても継続的に支援を行っていく必要があります。

地域の防犯力を高めるには、警察組織が必要です。市内には、警察署などの機関がないため、関係機関に対する要請により、解決を図ることが求められています。

刑法犯認知件数の推移



【施 策】

(1) 防犯体制の強化

近年のまちづくりの進捗状況により、市民の日常生活の動線や地域性を考慮しながら、関係機関に対して交番などの移転および設置を働きかけます。

また、警察力の強化のために、大型交番の設置や警察官の増員、パトロールの強化について、関係機関に要請していきます。

(2) 防犯意識の啓発

警察、地域、企業、学校などの連携を一層強化し、地域が一体となった防犯活動の充実を図ります。

(3) 防犯情報の提供

地域安全情報の定期的な発信や新たな犯罪手口・犯罪情報の提供などの充実を図ります。

(4) 防犯ボランティア団体の育成

情報や防犯グッズの提供、青色回転灯付防犯パトロールカーの貸し出しを行い、団体の育成・支援などの充実を図ります。

【主な事務事業】

- 市内一斉防犯パトロール

【指標および目標値】

指 標	現状値	目標値	説 明
防犯活動ボランティア団体	86団体	100団体	市民の防犯意識を図る指標。人口増が想定されるなかで、今後の目標値とします。
犯罪発生件数	727件	700件	人口の増加などとともに下げるなどを勘案したなかで、稻城市安全・安心まちづくり推進協議会の平成22年度目標値の維持を目標値としています。

3 消防体制の充実

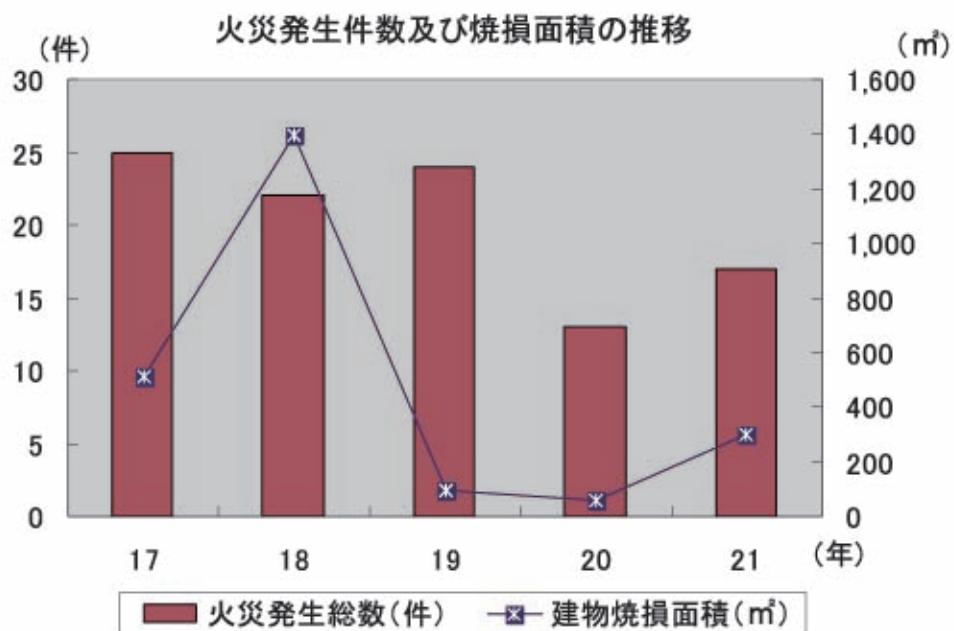
【現状と課題】

複雑・多様化する災害への対応

近年の災害は、火災、救急といった特定された地域で発生するもの以外に、台風や異常気象による集中豪雨、大規模な地震など、広域に被害を及ぼす危険が増大しています。こうした広範に及ぶ災害に対応するため、今後も消防力の充実強化を図るとともに、市民への防火・防災・危機管理意識を啓発し、行政と市民および消防団をはじめとする地域の防災関係団体などが一体となって、あらゆる災害に対応できる消防・防災体制を確立することが重要な課題となっています。特に、消防署と一体となって災害活動にあたる消防団員の確保が、就業形態の変化とともに難しくなっているため、団員確保の体制づくりが必要です。

火災予防対策の徹底・強化

火災予防対策として防火対象物や危険物施設に対する立入検査を実施しているほか、事業所や市民を対象とした通報・避難・初期消火訓練などを通じて、火災予防の啓発活動を実施するとともに、高齢者などの災害時要援護者を住宅火災や地震等の大規模災害から守るために、住宅防火診断を実施しています。今後も多様化する火災発生原因に対応するため、専門的で高度な知識および技術を持った人材を育成し、予防行政のレベルアップを図る必要があります。



【施 策】

(1) 消防運営体制の充実

① 消防組織体制の充実

人口増加や災害発生件数などを考慮して職員の増員を図り、増大する消防行政の需要に対応する組織体制の整備を推進します。また、消防団員を確保するため事業所や地域と連携した体制づくりを推進します。

② 消防施設・設備の充実

消防ポンプ自動車や救急自動車などの消防機動力を市街地の開発進捗状況や人口増加などを考慮して整備し、将来にわたり恒久的な消防訓練場を消防署所の建設と併せ検討します。また、消防団第二分団詰所の整備を推進するとともに、各分団詰所の施設の充実を図ります。

(2) 火災予防体制の推進

① 予防行政の推進

身近な生活空間である住居や商業施設の高層化、また、利用形態が複雑化しています。このような建築物における防火・防災管理、自衛消防活動、新技術による消防用設備等に対し、積極的な予防行政を推進します。

② 住宅防火対策の推進

住宅火災における死者の低減のため、防災関係団体や地域住民と連携を図り、住宅防火診断、消防訓練指導および広報活動などを行い、積極的な住宅防火対策を推進します。

【主な事務事業】

- 消防団第二分団拠点施設整備事業
- 消防ポンプ自動車等整備事業
- 消防緊急指令施設及び消防無線デジタル整備事業
- 第三次稻城市消防基本計画の策定

【指標および目標値】

指 標	現状値	目標値	説 明
消防団員の定員確保 (災害支援団員含む)	182 人	207 人	消防団員の募集を各地域、団体に広く呼びかけ、定員の確保を推進します。

4 救急体制の充実

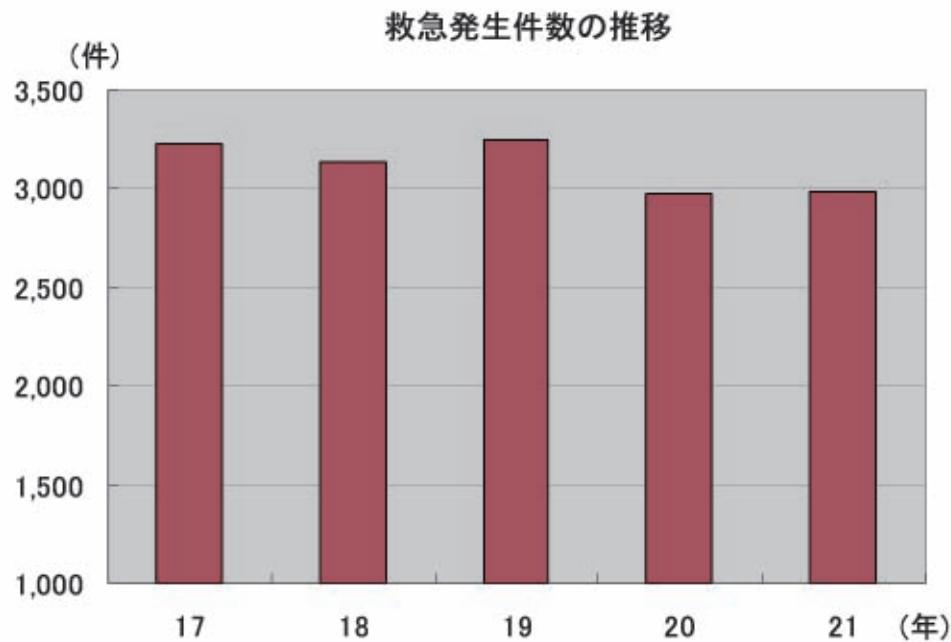
【現状と課題】

多様化する救急需要への対応

消防本部では、人口の増加や高齢化により増大する救急需要に対応するため、高規格救急車の計画的な整備とともに高度化する応急処置技術に対応するよう救急救命士の養成を推進し、救命率の向上を図っています。

今後は専門化する救急体制、特に急性期における脳卒中や周産期母体搬送および小児医療など、東京都の医療体制のなかで、市立病院や南多摩医療圏の医療機関との連携をさらに強化するとともに、救急救命士や救急隊員の資格者が定年退職によって減少するため、計画的に育成することはもとより技術伝承を図ることが必要です。また、AED※の設置普及とともに市民へのAEDの使用を含む応急手当の普及を推進し、多様化する救急需要への対応を図る必要があります。

救急要請のなかには、緊急を要しない怪我などで救急車を利用するケースがあります。重症や重篤な傷病者の大切な生命を守るために、救急車の適正利用を推進する必要があります。



※AED(Automated External Defibrillator[自動体外式除細動器]の略称)

心停止した人に電気ショックを与えて心臓の動きを回復させる装置で、一般の方でも使用することができます。

【施 策】

(1) 救急活動体制の強化

より効果的な救急活動を行うため、救急車をはじめとする資機材の整備を図るとともに、救急救命処置などの技術普及推進を図ります。

(2) 救急医療機関との連携強化

救急業務を円滑に実施するには、救急隊と医療機関の連携が不可欠であることから、相互の情報交換を行い、病院研修や医療機関が実施する症例検討会などを通じて医療関係者との連携を図ります。

(3) 応急救護知識の普及促進と救急車の適正利用の推進

救急の現場では、その場に居合わせた人(バイスタンダー)による応急手当が必要不可欠であることから応急救護知識の普及促進を図るため、救命講習を積極的に開催し多くの市民に受講を呼びかけるとともに、真に救急車を必要とする傷病者に確実に対応できるよう救急搬送トリアージの導入を図り、救急車の適正利用を推進します。

【主な事務事業】

- 救急業務高度化資機材整備事業

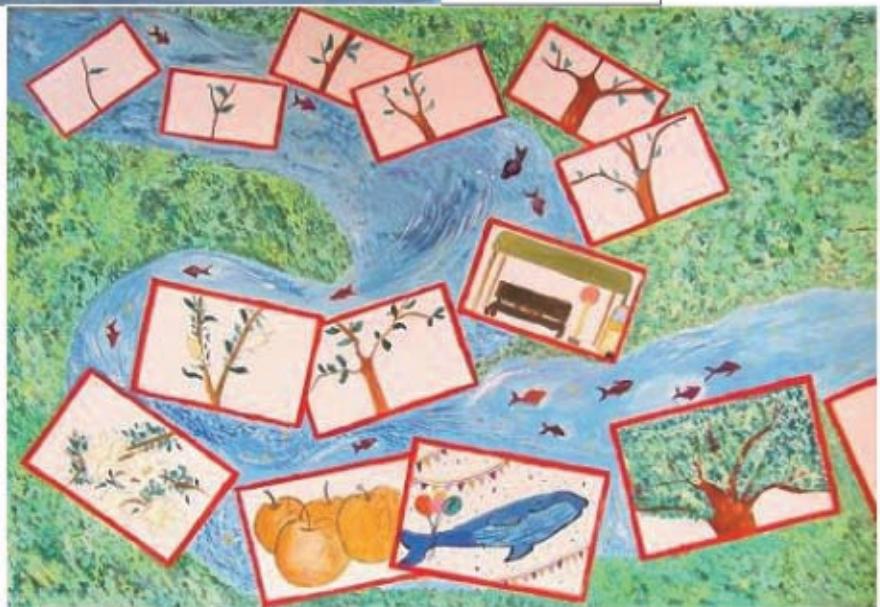
【指標および目標値】

指 標	現状値	目標値	説 明
応急手当普及員	30人	100人	応急手当の普及を図る指標。普通救命講習と救命講習の指導者として担当できる技能者の養成を推進します。
応急手当奨励制度による対象事業所	3件	10件	応急手当の普及を図る指標。応急手当普及員が在籍し、普通救命講習以上の資格者が全従業員の30%以上を満たした事業所の認定数の増加を推進します。



梨と愛と
エコの街

稻城の夢



稻城の輪

